

市民活動登録団体代表委員会会則

（目的）

第1条 市民活動登録団体代表委員会（以下「代表委員会」という。）は、登録団体の市内での市民公益活動を支援・促進・啓発するとともに、市民が主体となったまちづくりの推進に寄与するため市が設置した市民活動推進センター（以下「センター」という。）と登録団体が、協働事業の企画運営やセンターの使用等について、話し合うことにより、市民と行政との協働によるセンター活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 代表委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) センターと登録団体との協働事業の企画運営に関すること。
- (2) センター使用にかかる登録団体意見の協議に関すること。
- (3) センターに登録又は登録の更新をしようとする団体が登録又は更新の要件を満たしているか否かの確認。
- (4) その他、代表委員会の運営に関すること。

（組織）

第3条 代表委員会は、委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、登録団体に属する者で、その登録団体から推薦を受け、全ての登録団体を対象とした会議（以下「全体会」という。）で承認を得た者とする。ただし、登録団体が推薦できる委員は1名とする。

- 2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、委員が属する団体が登録団体としての資格がなくなった場合は、委員でなくなる。

（会長及び副会長）

第5条 代表委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は、会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は会議を総理し、会議の長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(代表委員会の会議)

第6条 代表委員会は、会長がセンターと調整のうえ招集する。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 代表委員会は、全体会を開催することができる。

(庶務)

第7条 代表委員会の庶務は、センターにて処理する。

(施行の細目)

第8条 この会則に定めるもののほか、代表委員会の運営に関し必要な事項は、代表委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成23年9月1日から施行する。

(生駒市市民活動推進センター連絡調整懇話会会則の廃止)

2 次に掲げる会則は、廃止する。

生駒市市民活動推進センター連絡調整懇話会会則(平成22年5月19日施行)

(経過措置)

3 この会則の施行の際現に廃止前の生駒市市民活動推進センター連絡調整懇話会会則に規定する座長、副座長及び委員である者は、それぞれ改正後の市民活動登録団体代表委員会会則の会長、副会長及び委員とみなす。